

# 野田村東日本大震災津波復興基本方針

## 1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の大津波により、かけがえのない尊い生命と貴重な財産を奪われるとともに、本村の中心部にある商店街や住まい、働く場、交通網、漁港など広範囲にわたり壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な被害をもたらしました。

ライフラインの復旧、ガレキの除去、避難所から仮設住宅への移住など少しずつ生活再建が進む中、復旧から復興、将来への道のりや進め方を示す必要があります。

このことから、平成 23 年 5 月 1 日「野田村東日本大震災津波復興本部」を設置し、本村の復興に向けた取り組みの基本的な考え方を明らかにするとともに、復興に向け安全・安心なむらづくりを推進するため、「野田村東日本大震災津波復興基本方針」を定めるものであり、基本方針に基づき、「野田村東日本大震災津波復興計画」を策定し、具体的・計画的な事業展開を図るものであります。

なお、復興計画は、「野田村総合計画」の将来像を踏まえ策定します。

## 2 基本理念

東日本大震災から本村を迅速に蘇らせ、安全・安心なむらを創り出すため、基本理念を「安全・安心で活力あるむらづくり」と定め、全ての村民の力を結集し、結いと協働による復旧・復興・発展に取り組みます。

## 3 基本的な考え方

基本理念の下、三つの柱を基本方針とします。

### (1) 防災まちづくり

津波に強い多重的な防災施設や避難路の整備、高台移転や地盤・道路の部分的な嵩上げの推進、情報伝達施設や防災計画の再整備など安全なむらづくり

### (2) 生活再建

被災した医療・社会福祉施設等の復旧、公営住宅等の整備、交通ネットワークや情報通信の再構築など安心して暮らせるむらづくり

### (3) 産業・経済再建

漁業や農業及び商工業等の産業基盤の復旧・復興、雇用の場の確保、漁港や観光施設等の整備など活力あるむらづくり

※復興にあたっては、被災者のニーズに応える体制の構築、地域コミュニティの再生、自然エネルギーの活用などを考慮し、状況変化に応じた柔軟な対応に努めます。

## 4 復興計画の目標年次及び計画期間

### (1) 目標年次

今後の復興にあたっては、**概ね 10 年後**（平成 32 年度）を見据えながら段階的に実施します。

### (2) 計画期間

復興計画は**平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間**とします。

※復興計画の発展期については、新総合計画（前期）に継承します。

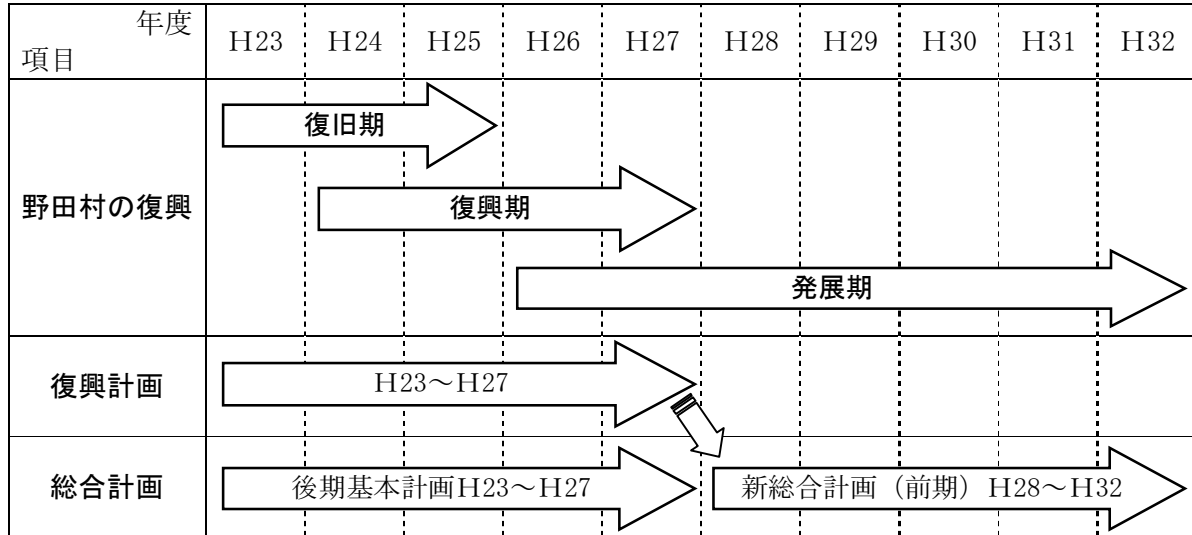
(3) 段階的な復興

ア 復旧期 平成 23 年度～平成 25 年度（3 年間）

イ 復興期 平成 24 年度～平成 27 年度（4 年間）

ウ 発展期 平成 26 年度～平成 32 年度（7 年間）

**復興計画と総合計画の関係**



5 策定体制

(1) 野田村東日本大震災津波復興本部

庁内の意思決定機関として、復興計画の策定及び推進等に関する事項を審議します。

(2) 野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会

学識経験者や各種団体等により構成した策定委員会を設置し、復興計画に関する事項について調査審議し、報告します。

(3) 村民の参画と協働

計画策定において、村民の意見等を広く取り入れるため次のとおり実施します。

ア 住民懇談会

イ 村民アンケート調査

ウ 各種制度説明会

(4) 財政計画との連動

復興計画を推進するにあたっては、多大な経費を要することから、財政計画との連動を図りながら、復旧・復興・発展事業を実施します。

(5) 国県との連携・調整

復興に向けた取り組みには、直轄事業の実施も含め、国・県の主体的な取り組みや支援を受け、計画策定段階から連携・調整を実施します。

また、財政・立法措置・制度改善等に関し、国・県へ強く要請します。

6 策定スケジュール

平成 23 年 11 月 復興計画策定